

新型コロナウイルス関連対策本部ニュース

日本共産党大阪府委員会 発行 vol.23 2020.12.21

コロナ「第3波」から命・暮らし・事業を守るため緊急の対応を

厚労省が、年末年始の生活困窮者への自治体の相談・対応体制をよびかけ。各自治体の対応予定を23日までに報告求める

厚生労働省は、年末年始の生活困窮者への自治体の相談・対応体制の確保をよびかけ、各自治体の対応予定を23日までに報告するよう求めています。

11月24日の事務連絡「年末年始における生活困窮者支援等に関する協力依頼等について」(<https://www.mhlw.go.jp/content/000697946.pdf>)と、12月16日の事務連絡「年末年始における生活困窮者支援等に関する対応予定調べ(回答依頼)」の2つの通知。宛先は、都道府県、指定都市、中核市の生活保護や生活困窮者自立支援制度、ホームレス自立支援の担当課、県の生活福祉資金貸付制度の担当課。県には市町村との連携を要請しています。

12月16日の事務連絡では、「各自治体の緊急連絡先や臨時窓口の開設等を行う場合の対応日時等」について、県がとりまとめて、23日までに報告するよう要請。

県が報告した「臨時窓口の開設予定等の情報」については、各都道府県のホームページへの掲載をお願いします」と記しています。

11月24日の事務連絡では、これまでの年末年始の長期連休への対応に加え、今年はコロナの影響により、「年末に当たり解雇や雇い止めの増加が予想され」「居所を失った又は居所を失うおそれのある方、その他生活に困窮した方への迅速な対応が例年以上に必要なことが考えられます」と述べて、相談窓口の開設、事前の周知など「必要な相談体制が適切に確

保」できるよう要請。対応例を示しています。

江戸川区が12月29日～1月3日(9時～5時)、福祉事務所を開庁

東京都江戸川区は、年末年始も臨時に福祉事務所を開けることを発表しました。

コロナの影響で、生活に困窮したり、住まいを失ったりする恐れのある方などに対応するため、12月29日(火)から1月3日(日)の6日間(午前9時から午後5時)、福祉事務所の相談窓口を開設。電話や窓口で区職員が相談に応じます。

(<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e004/kuseijoho/kohokocho/press/2020/12/1207-5.html>)

日本共産党の提案が動かす 命と暮らしを守る支援、さらに前へ

「年末年始の生活困窮者への相談・対応体制をつくること」は、志位和夫委員長が11日に菅首相に求めた「緊急要請」5項目のうちの1つ(全文・赤旗12/12)。

大阪府も市町村も対応が問われています。命、暮らしを守る努力を引き出せるように、党のがんばりどころです。